

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の運用について

令和 7 年 6 月 5 日  
大通達甲（刑）第 8 号ほか  
警察本部長から生活安全部各  
課長、刑事部各課・所長、交  
通部各課・隊長、警備部各課  
・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の運用について定めたものである。